

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 ・建物、建物附属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品一定額法
- (2) 引当金の計上基準
 ・退職給付引当金、賞与引当金－計上なし

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・該当なし

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
 (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
 (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
 (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
 (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- ① 有徳の家拠点区分（社会福祉事業）
 「本部」
 「特別養護老人ホーム」
 「ショートステイ」
- ② ルアナ拠点区分（社会福祉事業）
 「特別養護老人ホーム」
 「ショートステイ」
- ③ ライフプランコクア拠点区分（公益事業）
 「ライフプラン コクア」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地（基本）	123,131,500	0	0	123,131,500
建物（基本）	469,152,474	0	14,100,068	455,052,406
建物附属設備（基本）	173,999,327	0	19,328,585	154,670,742
合 計	766,283,301	0	33,428,653	732,854,648

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産（建物（基本）・建物附属設備（基本）・器具及び備品）の減価償却費計上に伴い、国庫補助金等特別積立金15,681,943円を取り崩した。

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	123,131,500 円
建物（基本財産）	455,052,406 円
計	578,183,906 円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

1年以内返済予定設備資金借入金

独立行政法人 福祉医療機構	10,572,000 円
株式会社 第四北越銀行	5,010,000 円
設備資金借入金	
独立行政法人 福祉医療機構	385,702,000 円
株式会社 第四北越銀行	108,077,500 円
計	509,361,500 円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物（基本）	542,310,314	87,257,908	455,052,406
建物附属設備（基本）	278,586,812	123,916,070	154,670,742
小計	820,897,126	211,173,978	609,723,148
その他の固定資産			
建物	408,660	131,004	277,656
建物附属設備	6,010,400	865,542	5,144,858
構築物	8,531,268	4,767,851	3,763,417
車輛運搬具	9,868,267	6,979,488	2,888,779
器具及び備品	66,171,295	39,202,445	26,968,850
小計	90,989,890	51,946,330	39,043,560
合計	911,887,016	263,120,308	648,766,708

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	55,418,704	0	55,418,704
合計	55,418,704	0	55,418,704

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

14. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし